

学生のみなさんへ！

## 学生納付特例制度をご存知ですか？

国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の全ての人加入する制度であり、40 年間保険料を納付することが必要です。学生も例外ではありません。

しかし、保険料を納めることが困難な学生には、学生本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

—— 申請は毎年必要となりますので、ご注意ください ——

### 対象者は？

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校等に在学する 20 歳以上の学生(夜間・定時制・通信制の学生も含まれます)であって、本人の前年の所得※1 が一定額以下(目安として 118 万円以下※2)の方

※1 所得額は、社会保険料控除額等を控除した金額をいいます

※2 扶養親族等の人数に応じて加算されます

### 申請手続きは？

住民票のある市区町の国民年金窓口へ、下記のものを持参してください。

- ①学生証、在学証明書など学生であることを証明する書類(コピー可)
- ②基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や納付書等)
- ③印かん(本人が署名する場合は不要)
- ④各種学校に通う学生は、修業年限が1年以上であることを証明するもの(学生証または在学証明書で証明できる場合には不要)



### 承認を受けると…

平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの保険料の納付が猶予されます。

なお、承認を受けた期間は、

○障害基礎年金・遺族基礎年金を請求するときには、保険料納付済期間と同じ扱いとなります。

○将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されます。

ただし、年金額には反映されませんので、ご注意ください。

### 余裕ができたなら追納しましょう

学生納付特例の承認を受けた期間は、10 年以内であればさかのぼって納付(追納)することができます。将来受け取る老齢基礎年金を満額に近づけたい人は、余裕ができたなら追納しましょう。(ただし、3 年目以降経過した期間に応じて、当時の保険料に一定額が加算されます。)

■問い合わせ 豊岡社会保険事務所 TEL 0796 - 22 - 3196  
市民課 TEL 672 - 6120

## 国保一問一答

**問** 家族全員が国民健康保険(国保)に加入しています。先月から祖父が入院しています。4 月から入院中の食事代がかわったとききましたが、どのように変わったのですか。

**答** 今年 4 月 1 日から入院時の食事の負担方法が、1 日単位から、1 食単位に変更されました。

詳しくは、市役所市民課、各支所市民課までお問い合わせください。

■市民課 TEL 672 - 6120

	変更前	変更後
① 一般の方	1日につき 780 円	1食につき 260 円
② 市民税非課税の世帯に属する方等(③以外の方) (過去1年間の入院日数が90日を超えている場合)	1日につき 650 円 〔500 円〕	1食につき 210 円 〔160 円〕
③ ②のうち、所得が一定の基準に満たない 70 歳以上の方等	1日につき 300 円	1食につき 100 円

上記の②及び③に該当する方は、市役所市民課または、各支所市民課で「減額認定証」の交付を受け、病院の窓口には被保険者証等に添えて提出することにより上記金額の適用を受けることができます。